

千葉市中央区町内自治会連絡協議会

第 5 回 理 事 会

日時：令和 8 年 3 月 2 5 日（水）

午前 1 0 時 0 0 分～

場所：きぼーる 1 5 階ボランティア活動室

議題（１）令和７年度決算見込みについて

収入支出決算見込書

【収入】

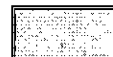
(単位：円)

科 目		当初予算額	収入済額	差引額	摘 要
項	目				
補助金	区連協補助金	1,446,000	1,446,000	0	区連協相当分：840,230円 地区連協交付金：605,770円 ※地域運営交付金を除く（第9、13、16地区）
負担金	負担金	274,882	268,632	△ 6,250	61,441世帯×2円＝122,882円（地区連協負担金） 53人×2,750円＝145,750円（活動研修会参加者負担金）
繰越金	前年度繰越金	680,755	680,755	0	
雑収入	雑収入	1,120	1,878	758	預金利子
合 計		2,402,757	2,397,265	△ 5,492	

【支出】

(単位：円)

科 目		当初予算額	予算流用額	予算現額 (A)	支出額			予算残額 (A) - (B)	摘 要 ※下線は補助対象外経費
項	目				(B)	補助対象経費	補助対象外経費		
交付金	地区連協交付金	605,770	0	605,770	605,770	605,770	0	0	地域運営交付金（第9、13、16地区）を除く
事務費	事務費	425,000	0	425,000	360,058	360,058	0	64,942	事務用品、町内自治会のしおり作成、郵送代
会議費	総会費	187,000	0	187,000	181,578	181,578	0	5,422	総会資料作成、郵送代
表彰費	表彰費	55,000	0	55,000	37,493	37,493	0	17,507	被表彰者記念品代（5名）
渉外費	渉外費	33,000	0	33,000	8,000	0	8,000	25,000	年賀名刺交換会会費（区連協会長）、弔慰金
事業費	活動研修費	502,000	0	502,000	458,752	313,002	145,750	43,248	視察研修費、傷害保険料、参加者昼食代
旅 費	費用弁償	104,000	0	104,000	80,000	80,000	0	24,000	理事・監事の費用弁償
予備費	予備費	490,987	0	490,987	0	0	0	490,987	
合 計		2,402,757	0	2,402,757	1,731,651	1,577,901	153,750	671,106	



…地区連協交付金の返還による今後の変更の可能性有

【区連協補助金の状況】

(区連協補助金当初予算額) (補助対象支出額)

$$1,446,000円 - 1,577,901円 = \Delta 131,901円$$

【令和8年度への繰越額】

(収入済額合計) (支出額合計) (残額＝繰越予定額)

$$2,397,265円 - 1,731,651円 = 665,614円 \quad (\text{参考：前年度繰越額 } 680,755円)$$

議題(2) 令和8年度役員選出(案)について

1 千葉市中央区町内自治会連絡協議会歴代役員

年 度	会 長	副 会 長	会 計
平成11年度	16	9	45
平成12年度	9	13	4
平成13年度	9	8	27
平成14年度	9	27	21
平成15年度	27	21	45
平成16年度	27	45	13
平成17年度	27	13	4
平成18年度	45	16	8
平成19年度	45	8	21
平成20年度	8	21	4
平成21年度	8	4	15
平成22年度	16	21	13
平成23年度	16	13	5
平成24年度	16	5	13
平成25年度	5	4	21
平成26年度	5	13	4
平成27年度	13	21	4
平成28年度	13	4	15
平成29年度	4	15	2
平成30年度	4	2	27
令和元年度	4	27	21
令和2年度	4	5	8
令和3年度	5	27	16
令和4年度	5	21	8
令和5年度	21	8	2
令和6年度	21	4	16
令和7年度	21	8	2
令和8年度(案)	16	5	27

※数字は地区連番号

2 現理事就任年月日

地区連番号	理事氏名	就任年月日	地区連番号	理事氏名	就任年月日
第2地区		令和3年05月15日	第13地区		令和4年04月24日
第3地区		令和5年05月06日	第15地区		令和5年05月14日
第4地区		平成29年05月20日	第16地区		平成30年04月23日
第5地区		令和元年5月17日	第21地区		平成26年05月10日
第8地区		平成26年08月27日	第27地区		令和3年04月25日
第9地区		平成5年04月01日	第45地区		令和7年05月10日

3 千葉市町内自治会連絡協議会歴代会長

年 度	会長氏名	区	年 度	会長氏名	区
平成11年度		花見川区	平成25年度		若葉区
平成12年度		稲毛区	平成26年度		緑区
平成13年度		若葉区	平成27年度		美浜区
平成14年度		緑区	平成28年度		中央区
平成15年度		美浜区	平成29年度		花見川区
平成16年度		中央区	平成30年度		稲毛区
平成17年度		花見川区	令和元年度		若葉区
平成18年度		稲毛区	令和2年度		緑区
平成19年度		若葉区	令和3年度		美浜区
平成20年度		緑区	令和4年度		中央区
平成21年度		美浜区	令和5年度		花見川区
平成22年度		中央区	令和6年度		稲毛区
平成23年度		花見川区	令和7年度		若葉区
平成24年度		稲毛区	令和8年度		緑区

中央区連協 通常総会議長選出の実績

	年度	R8案	R7	R6	R5	R4	R3	R2	R1	30	29	28	27	26
2	末広中学校区			○								○		
3	葛城中学校区	(会計)	○								○			
4	椿森中学校区	○								○				
5	緑町中学校区	(副会長)						○	(30会長)					
8	新宿中学校区								○					
9	蘇我中学校区						○							
13	生浜中学校区	(会計)				○								
15	轟町中学校区													
16	松ヶ丘中学校区	(会長)	(会長)	(副会長)	(副会長)									
21	川戸中学校区				○									
27	星久喜中学校区	(副会長)	(副会長)	(会計)										○
45	都地区		(6会計)	(会計)									○	

中央区連協 通常総会議事録署名人選出の実績

	年度	R8案	R7	R6	R5	R4	R3	R2	R1	30	29	28	27	26
2	末広中学校区	○						○					○	
3	葛城中学校区	(会計)					○					○		
4	椿森中学校区	(議長)					○				○	(会長)		
5	緑町中学校区	(副会長)				○						○		
8	新宿中学校区			○	(会長)						○			
9	蘇我中学校区			○						○				
13	生浜中学校区	(会計)		○						○				
15	轟町中学校区													
16	松ヶ丘中学校区	(会長)		○					○					
21	川戸中学校区		○			○		(会長)	(会長)					○
27	星久喜中学校区	(副会長)	○						○				○	(議長)
45	都地区	○						○						○

中央区連協 監事選出の実績

	年度	R8案	R7	R6	R5	R4	R3	R2	R1	30	29	28	27	26
2	末広中学校区		会計		監事			副会長	副会長	会計	監事		副会長	会計
3	葛城中学校区	会計		監事		会計	会計	監事		監事				監事
4	椿森中学校区			会長	会長	副会長	副会長	会計	会計	会計		会長	会長	副会長
5	緑町中学校区	副会長	副会長	副会長	副会長	会計	会計			会長	会長	副会長	会計	監事
8	新宿中学校区		監事			会長	会長	副会長	副会長	副会長	会計	会計		
9	蘇我中学校区		監事						監事			監事		
13	生浜中学校区	会計	会計		監事		監事		監事		監事			会長
15	轟町中学校区													副会長
16	松ヶ丘中学校区	会長	会長	副会長	副会長	副会長	副会長	会計	会計		会計	監事		監事
21	川戸中学校区	監事		監事			監事	会長	会長	副会長	副会長	会計	会計	
27	星久喜中学校区	副会長	副会長	会計	会計	監事		監事			副会長	副会長	副会長	会計
45	都地区	監事		会計	会計	監事				監事			監事	

議題（３）千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則の変更について

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 組織 (略)</p> <p>第3章 会議</p> <p> 第12条 (略)</p> <p> 第13条 (略)</p> <p> 第14条 (略)</p> <p> 2～5 (略)</p> <p> 6 <u>理事の出席が困難と会長が認めるときは、WEB会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して理事会に出席できる。</u></p> <p>第15条 (略)</p> <p> 2～4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 組織 (略)</p> <p>第3章 会議</p> <p> 第12条 (略)</p> <p> 第13条 (略)</p> <p> 第14条 理事会は、会長が必要があると認めるときに、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p> 2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。</p> <p> 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p> 4 自然災害等により、理事会の招集が難しい状況であり会長がやむを得ないと認めるときは、理事会は書面により開催することができる。この場合、理事の過半数の書面による回答が得られることを必要とする。</p> <p> 5 書面により開催する理事会の議事は、期日までに回答された議決権行使書の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。</p> <p> 2 三役会は、会長が必要があると認めるときに、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p> 3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。</p>

<p><u>5 会長、副会長及び会計のいずれかの出席が困難と会長が認めるときは、WEB会議システムを利用して三役会に出席できる。</u></p> <p>第4章 会計（略） 附 則（略） <u>附 則</u> <u>この会則は、令和8年5月9日から施行する。</u></p>	<p>(1) 理事会に提出する事項の審議に関すること。 (2) 会務の執行上必要なこと。</p> <p>4 自然災害等により、三役会の招集が難しい状況であり会長がやむを得ないと認めるときは、三役会は書面により開催することができる。</p> <p>第4章 会計（略） 附 則（略）</p>
--	---

議題（４）千葉市中央区町内自治会連絡協議会役員の費用弁償等に関する内規の変更について

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">千葉市中央区町内自治会連絡協議会 役員の費用弁償等に関する内規</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 役員が会務のため次のいずれかに該当した場合には、<u>費用弁償として、交通費を支給する。ただし、WEB会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステム）を利用して出席した場合はその限りではない。</u></p> <p>(1) 三役会・理事会・監事会等の役員会に出席した場合</p> <p>(2) 市連協の会議、専門部会等に出席した場合</p> <p>(3) 会務の運営上、会長が必要と認めた場合</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この内規は、令和8年5月9日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">千葉市中央区町内自治会連絡協議会 役員の費用弁償等に関する内規</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 役員が会務のため次のいずれかに該当した場合には、費用弁償とする。</p> <p>(1) 三役会・理事会・監事会等の役員会に出席した場合</p> <p>(2) 市連協の会議、専門部会等に出席した場合</p> <p>(3) 会務の運営上、会長が必要と認めた場合</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>